

活水女子大学は、建学の精神・理念に基づき、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した私立大学としての使命を果たしていくための規範として、ガバナンス・コードを策定しています。このたび、以下のとおりガバナンス・コード(第一版)の遵守状況について点検を行いましたので、公表します。

■活水女子大学ガバナンス・コードの遵守状況 (2023年9月)

| 遵守項目 | 適合状況 | 備考 |
|------------------------|------|---|
| 第1章 建学の精神・理念及び教育・研究の目的 | | |
| 1 建学の精神 | ○ | 建学の精神・理念及び教育・研究の目的の実現に向けた具体的な行動目標として、2022年度より第3期中期計画(5か年)をスタートさせ、実行しています。 |
| 2 教育・研究の目的 | ○ | |

| | | |
|---------------|---|---|
| 第2章 学校法人運営の基本 | | |
| 1 理事会 | ○ | 原則毎月1回定例開催(3,5月は2回開催)しています。本法人の重要な意思決定の役割を担います。 |
| 2 理事 | ○ | 理事長を常勤とし、9名の理事を配置しています。うち4名が学外者となっています。 |
| 3 監事 | ○ | 寄附行為の定めにより、2名の監事(学外者)を配置しています。毎月の理事会の他、評議員会等重要な会議に出席し、本法人の運営が適正になされているか監査します。 |
| 4 評議員会 | ○ | 寄附行為の定めにより定例は年2回開催し、臨時に開催する場合があります。理事会が重要事項を決定する際の諮問機関として機能します。 |
| 5 評議員 | ○ | 21名を配置しています。学内者7名、学外者14名で構成しています。 |

| | | |
|-------------|---|--|
| 第3章 教学ガバナンス | | |
| 1 院長及び学長 | ○ | 本法人では、理事会の委任を受けて、中学、高校、大学を統括する院長を配置しています。また、学長は大学の教育目的を達成するために、教学運営を統括します。 |
| 2 教授会 | ○ | 教授会は大学の教育研究の重要事項を審議し、決定は学長が行います。原則毎月1回開催し、東山手、大村の両キャンパスはオンラインで接続します。 |

| 第4章 公共性・信頼性 | | |
|--------------|---|---|
| 1 学生に対して | ○ | 教育目的や理念、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針の他、成績評価の基準等を明確に示し、安心・安全な学修環境の提供に努めています。 |
| 2 教職員等に対して | ○ | 建学の精神・理念に基づく教育・研究活動を行うにあたり、活水学院人権憲章を基本に教職協働体制を推進しています。 |
| 3 社会に対して | ○ | 学校教育法に基づく認証評価を得ると同時に、自己点検・評価、外部評価を積極的に行っています。また、学外・地域連携センターの活動を通し、地域に開かれた大学を目指しています。 |
| 4 危機管理及び法令遵守 | ○ | 非常時には危機対策管理規程に基づき危機対策本部を速やかに組織し対応します。また、法人のコンプライアンス推進規程に基づき、学校教育法その他の関係法令及び寄附行為、学則等学内諸規程の遵守に取り組んでいます。 |

| 第5章 透明性の確保 | | |
|------------|---|---|
| 1 情報公開の充実 | ○ | 本学は教育機関としての公共性を踏まえ、社会に対する説明責任を果たすとともに、教育の質をより向上させるため、主としてホームページにおいて情報公開を行っています。 |